

吹田市学校規模適正化実施計画
(第 2 期)

令和 5 年 (2023 年) 10 月
吹田市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 基本方針の概要	2
第2章 第2期 学校規模適正化事業の対象校	3
第3章 山田第五小学校の学校規模適正化の具体的な手法	3
第4章 山田第五小学校の学校規模適正化に向けた対応	5
第5章 今後の適正化の取組について	6

はじめに

本市では、児童生徒数の増加により、学校規模が過大となるとともに、教室不足が見込まれるため、校舎の増築や特別教室等の普通教室の転用が必要となる学校がある一方で、少子化により過小規模校となる学校も見られるなど、児童生徒の教育環境に対する課題があります。

このような状況下の中で、「子供たちにとってより良い教育環境を作る」ことを目的に、令和3年11月に「吹田市立学校規模適正化基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。本計画は、基本方針に基づき学校規模適正化を実施する対象校及び適正化の手法並びに実施時期などを示したものです。

なお、学校規模適正化の取組については、児童・生徒や保護者に影響が生じるとともに、地域住民や地域団体の活動範囲等にも影響が生じることから、教育委員会と市長部局でそれぞれの役割分担を明確にしたうえで進めることとします。具体的には、まず教育委員会が、学校規模適正化の対象校を決定し、保護者に対する学校規模適正化の必要性の説明や影響軽減の検討を行います。市長部局は学校規模適正化によって生じる地域の諸課題について、市民部が総合窓口となり、各諸団体の担当部署と連携しながら課題解決に向けたサポートを行います。

第1章 基本方針の概要

1 適正な学校規模に関する基本的な考え方

小・中学校は、児童・生徒が集団生活の中で豊かな人間関係を築きながら社会性や協調性を身につけていく場です。

また、教育活動だけでなく、子供たちの生活の場としての視点も学校には必要であり、学校運営がしやすい環境づくりも重要であるなど、これらを多面的にとらえることが大事です。

そこで、「子供たちにとってより良い教育環境を作る」観点から、学校規模等について考えていくこととします。

2 学校規模の分類及び適正化が必要な範囲

区 分	通常学級数		適正化
	小学校	中学校	
過大規模校	31 学級以上	31 学級以上	要是正
準過大規模校	25～30 学級	25～30 学級	要検討
大規模校	19～24 学級	19～24 学級	
標準規模校	12～18 学級	12～18 学級	
小規模校	7～11 学級	7～11 学級	
過小規模校	6 学級以下	6 学級以下	要是正

3 課題解決の具体的な方策

(1) 過小規模校に対する方策

個別の事情等を十分考慮したうえで、まず通学区域の見直しを検討し、通学区域の見直しが困難である場合には学校選択制の導入や学校の統合なども検討します。

(2) 過大規模校（準過大規模校を含む）に対する方策

ア 通学区域見直しの実施

(ア) 中学校ブロック内の小学校の通学区域の見直しを検討

(イ) (ア)により解決できない地区は、隣接する中学校ブロックの小学校も含めた通学区域の見直しを検討

(ウ) (イ)も困難な場合、より広域な通学区域の見直しを検討

イ 通学区域の見直しが困難な場合

(ア) 新增築や建替え、教室改修により必要教室数を確保

(イ) 隣接する小学校との間で学校選択制を導入

(ウ) 加配教員等の配置

(3) 課題対策を進めるうえでの留意点等

ア 子供たちにとってより良い教育環境の確保の視点で、標準的な学校規模の実現・維持を考えることが最も重要であると考えます。

イ 通学区域の見直しを行う場合には、保護者に対し、目的や現状情報提供、対策案などについて、数的根拠等に基づいた丁寧な説明と意見集約を行います。

ウ 過大規模校や過小規模校となることが数年程度と見込まれる場合は、通学区域の見直しではなく、一時的な教室改修や学校選択制の導入等の手法を選択することも検討します。

第2章 第2期 学校規模適正化事業の対象校

児童・生徒数推計上において、過大規模校・過小規模校となる学校のうち、各学校の状況を勘案して、取組の優先順位を検討した結果、第2期の学校規模適正化の対象校を山田第五小学校とします。

【理由】

山田第五小学校は、山田第三小学校の過大規模化の解消のため、昭和61年に分離新設されました。新設後は児童数が減少し続けており、令和4年度には6学級の過小規模校となっています。今後の児童数推計においても、6学級の過小規模が継続する見込みであり、かつ、児童数が減少し続け、改善の見込みがないことから、山田第五小学校区の学校規模適正化に着手する必要があるためです。

山田第五小学校の児童数推計

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
児童数 (人)	164	164	150	159	151	154	147	135	134	125
通常学級数 (学級)	6	6	6	6	6	6	6	<u>6</u>	6	6

第3章 山田第五小学校の学校規模適正化の具体的な手法

1 具体的内容

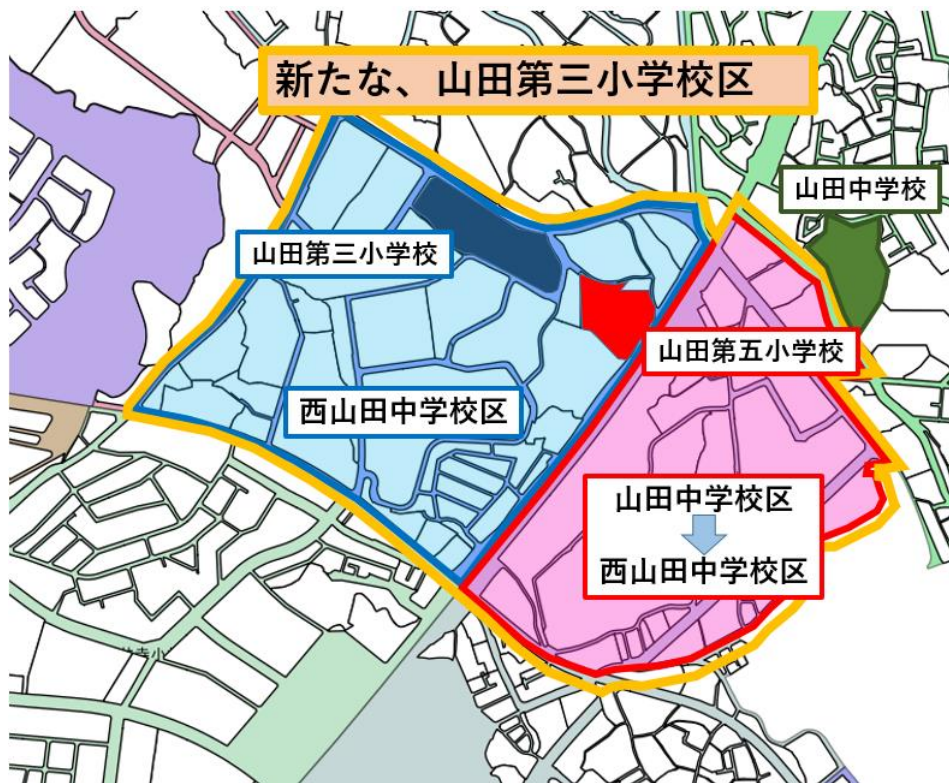
- (1) 令和7年度に、山田第五小学校を山田第三小学校に統合します。
- (2) 当該統合に伴い、山田南及び山田市場9番～11番については、西山田中学校の通学区域に見直しを行います。
- (3) 経過措置として、当分の間※、当該地区に住んでいる者は、西山田中学校、山田中学校のいずれかを選択することができることとします。

※統合から10年後に選択の実績を確認し、継続若しくは終了の判断をします。

学校規模適正化の実施前後の比較

		小学校区	中学校区
実施前	山田南 山田市場 9 番～11 番	山田第五小学校	山田中学校
実施後	山田南 山田市場 9 番～11 番	山田第三小学校	西山田中学校 ※経過措置あり

【山田第五小学校の学校規模適正化の実施図】



2 実施する学校規模適正化の効果

(1) 学校規模適正化を実施することで、児童数推計では、令和7年度の統合前の山田第五小学校は6学級（過小規模）、山田第三小学校は11学級（小規模）に対し、統合後の山田第三小学校では12～15学級（標準規模）になる見込みです。その結果、以下に示すような学校規模の課題を改善することができます。

- ・ 各学年が複数学級になることで、クラス替えが可能となり、人間関係の固定化が解消できる。
- ・ 集団内の男女比の極端な偏りが解消できる。
- ・ 児童数や教職員数が増加することで、様々な価値観に触れることができる。

(参考) 学校規模適正化の実施による各小学校の児童数と学級数のシミュレーション結果

山田第五小学校 (実施前)

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
児童数 (人)	164	164	150	159	151	154	147	135	134	125
通常学級数 (学級)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

山田第三小学校 (実施前)

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
児童数 (人)	277	270	269	272	248	242	224	217	205	184
通常学級数 (学級)	12	10	11	11	10	11	10	8	7	6



山田第三小学校 (実施後)

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
児童数 (人)	—	—	401	416	391	394	371	352	339	309
通常学級数 (学級)	—	—	14	15	14	13	13	13	13	12

第4章 山田第五小学校の学校規模適正化に向けた取組

1 通学路の安全確保

学校規模適正化の実施に伴い、新たな通学路を設定する場合は、その通学路の安全対策に十分配慮する必要があります。

山田第五小学校の学校規模適正化により、山田第三小学校への通学路を新たに設定することから、学校や保護者、地域をはじめ、市の担当部局や警察等とも連携して児童の通学路の安全確保に対するあらゆる方策を検討いたします。

【検討している方策】

- ・ 新たな通学路の確保
- ・ グリーンウォーク（緑色の塗装）、路側帯の整備
- ・ 防犯灯の設置

- ・ 防犯カメラの設置

2 校舎の改修等による教育環境の整備

学校規模適正化の実施に伴い、山田第三小学校におきましては、児童が増加する見込みであることから、増学級に応じた普通教室などの確保が必要になります。

今後、児童数推計などを参考にしながら、増学級の見込みについて把握した上で、計画的な教室確保、環境整備の取組を進めます。

第5章 今後の適正化の取組について

児童生徒数推計の状況から、今後過大規模校及び過小規模校が見込まれる学校については、推計等を注視しながら学校規模適正化の必要性について慎重に検討します。

また、今後大規模な住宅開発が想定される地域については、開発される戸数や竣工時期などの情報が判明した段階で、児童生徒数推計を行い、学校規模適正化の必要性についての検討を行います。